

平成15年11月25日

関係者の皆様へ

## 江戸川第一終末処理場計画地検討会について（お知らせ）

### 1. 第5回「江戸川第一終末処理場計画地検討会」について

11月5日(木)、江戸川下水道事務所会議室にて地権者委員、周辺自治会委員及び千葉県・市川市委員による第5回「江戸川第一終末処理場計画地検討会」を開催しました。

この検討会では、「計画地の土地利用計画案（ゾーニング）について」を議題に話し合いを行いました。（別添資料参照）



### 2. 第5回「江戸川第一終末処理場計画地検討会」結果概要

#### ・会長挨拶要旨

本検討会については、今年の3月27日に発足をし、第1回目を開催したわけですが、早いもので11月に入りまして、開催回数も第5回を数えることとなりました。

本検討会は土地利用計画案を検討するため、当初スケジュールでは10月末を目途に5回程度開催することを説明したと思いますが、従いまして、スケジュール的には若干遅れ気味となっておりますが、毎回、毎回大変ご熱心なご議論をいただきまして、土地利用計画案の中身としては、だいぶ煮詰まってきたのではないかと考えております。

委員の皆様方のご理解ご協力に対しまして、改めて御礼を申し上げる次第でございます。

前回の第4回検討会を振り返ってみますと、非常に問題の核心を突くような重要なご意見あるいはご議論をいただいたと理解

しておりますが、D案を基本としてより詳細に検討することとさせていただきます。

よって今回の検討内容ですが、前回まで幅を持たせていました各4つのゾーンについて、より具体的な議論を展開するため、最初に敷地の境界設定を行い、現段階での各4つのゾーンの面積の特定を行いました。また、前回ご議論いただいた土地利用ゾーンの望ましい土地利用、事業手法及び都市計画の内容等についても検討を加えるとともに、必要な提案もさせていただきます。

土地利用計画案の検討も、いよいよ最終の段階に入ったのかなと感じておりますので、今回も活発なご議論をお願いします。

#### ・行徳富士に関する新聞報道についての報告（市川市より）

既に新聞記事をお読みになった方もいると思いますが、改めてその経過、あるいは状況についてご説明したいと思います。

新聞は、10月6日の定例記者発表の時に、市長が諸課題を抱えている行徳の残土問題についての状況を発表をしたことから、10月7日の読売新聞、千葉日報で報道されました。

新聞記事そのものは事実でして、何ら問題はないと思っておりますが、この新聞記事の概略をご説明しますと、残土が捨てられている場所の地権者28名と市川市が、あの残土の山の問題をどのように解決するかということでいろいろ話し合ってきました。

地権者の方々それから市川市も、残土を不法投棄した会社に対して民事訴訟・行政訴訟を起こし、裁判上は勝訴したのですが、それが実際としての効力が発揮できないという状況でジレンマに陥っておりました。

そうこうするうちに、あの山や土地について地権者や市川市の間でいろいろな話し合いがありました。

その中で、土地を譲っていただければ残土の山も市が処分しましょうというような話し合いになりました。これは残土の山を1日も早く解決することが環境対策にもなるし、今後事業を進める上においても早道ではないだろうかとのことで判断した

結果であります。

しかし山についても、これ以上山積みされないかとか、あるいは山をいろんな形で、土地や残土を分割で所有するというようなブローカーまがいの動きも感じられたので、市と地権者で残土の山も差し押さえをしました。

そのような状況で、より具体的にどうしようかという話し合いの中で、今言いましたように28名の地権者全員が賛同していただくということと、土地の評価は市が出す鑑定評価に従うということ、それから税金についても一定の税控除の範囲内で応じていただける、というようなことであれば、市としても残土を含めて土地を取得させていただきたいということで話し合いをしました。

それで、28名全員の賛同が得られたことから、買い取りの交渉に入りましょうということになりました。

新聞記事では、「もう売ることに合意した」と受け取れる記事になっていましたが、今の状況としては買収に応じることについて賛同は得られましたが、価格の問題やいろいろな条件の問題は、まだこれからの段階ということです。

市としては、年内に、まず鑑定評価を行い、その額によってはまた、条件等いろいろな面で話し合いがされると思っております。価格の条件に納得していただければ、具体的な買収の話し合いに入る予定をしているという状況です。

いずれにしても残土の山の問題を早期に解決したいということでの、市と地権者の方々の合意で、今進めているという状況です。

- ・議題 「計画地の土地利用計画案（ゾーニング）について」  
事務局より別添資料について説明。

## -2. 「計画地の土地利用計画案（ゾーニング）について」に関する 主な質疑及び意見

処理場敷地ゾーンに土地を持っている人が、土地活用ゾーンに移りたい場合、移転は可能ですか。

資料の10ページの下段に図がありますが、そこにあるAさんというのが、今、委員の言われた人になるのですが、処理場敷地内に土地をお持ちで土地活用を希望する方がおられる場合には、土地活用ゾーンと設定した地区内にも土地を売りたい方がおりますので、その代替地提供者の土地を土地活用希望の方に斡旋させていただきたいと考えております。

同じような面積でない場合、交換はできないのでは。

決してそういうことはありません。それは必要面積に応じて行う事になります。たまたま同じような等価で等面積であれば、税金面は変わらないのですが。例えばケースとしては、いろんなケースが考えられると思います。代替地提供者の方が少ない面積しか提供できないとなりますと、そのAさんの土地の一部をそちらに斡旋して、一部の土地についてはお金で精算させていただくというような方法もあるかと思えます。

前の質問と反対で、土地活用ゾーン内に土地を持っていて、売却したい人の土地は買わないのか、それとも買ってくれるのか。

基本的には、土地活用ゾーンの中の土地を売りたいと言われる方の土地を、処理場敷地の中で土地活用ゾーンに移りたいという方に出来るだけ斡旋していきたいと考えております。ケースバイケースでやってみないとわかりませんので、委員の方が疑問に思っているように面積的にどうなってくるかということによって、また対応がいろいろ考えられてくると思えます。だから、一律に今ここでどうするとは言い難い面はあるのですが、基本的には土地活用ゾーンの中で土地を売りたいという人が、今の段階では一応いらっしゃると考えると、その方に対しては土地を土地活用ゾーンに移りたいという人に出来るだけ斡旋するという方向で考えたいということでございます。

第8章、7ページの左の下側になりますが、非住居系で、工業系あるいは業務系の用途と書かれていますが、現状と用途地域からいいますと非常に妥当だとは思いますが、果たして工業系で、賃料が今貸している賃料に達するのかどうか。特に工業系の場合には、賃料というのはそう高くは期待できないと思います。あるとすれば、物流関係で若干可能性があるかもわかりません。なぜ

これを、今述べたかというのは、今ここで、工業、もしくは業務ということで決定されてしまうと、もっと土地の有効利用、特に商業の可能性。基本的には商業というのは難しいかもしれませんが、そういう地域の利便施設にもつながるようなスーパーとかをですね。工業とか物流になりますと、どうしても新たな違う問題がまた発生してきます。その辺も踏まえまして、またこれから商業系の可能性とかそういうものも踏まえまして、地権者の現状の賃料をいかに確保するかということと、周辺の土地の基盤あるいは利便性を上げるためにどうするか。そういう観点からも、もう少し選択肢を増やしていただきたい。これは要望です。

ご要望としてお受けさせていただきたいと思います。今後、土地活用ゾーンの整備の内容につきましては、皆様と研究していきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

先ほど市川市から行徳富士の問題で、市川市と地権者28名とで、買収について年内にも土地の査定価格が出て、市が先行取得するという話を聞きしました。前回の検討会において、買収価格を先に出してほしいという要望が多かったと思いますが。そこで、プライバシーや情報開示等の問題もあり非常に難しいと思うのですが、市がいくらの査定価格を出すのかということを開示にする予定はあるのか聞かせてください。

今のところ、公表は考えていません。やはり相対の話ですので、みなさんに公表して、その価格が妥当かどうかというような議論をする性質のものではないと考えています。

では、行徳富士部以外の土地については、前回の時に説明がありましたように、17年以降に土地の査定をして、地権者に相談をするということによろしいですか。

処理場としてはそのように考えています。

9章の各ゾーンの整備手法についてですが、処理場施設敷地は県が買収をし、地域コミュニティゾーンについては市川市が買収をするとありますが、一人で両方のエリアに土地を持っている人はいないのですか。この質問の中身は、地権者の方が土地をまたがって所有していた場合、片方は千葉県の方と相談をし、片方は市川市。同じことで非常に煩雑になると思いますので、できたら

県と市が同席するとか、地権者のことを思って1回で処理できるように、価格も同じだと思いますので、その辺のことをひとつご考慮いただければと思います。

線がまだこのような線であり、そこまで考慮した線になっておりません。ゆくゆくはそういうことで、何らかの調整を加えた線を設定しなければいけないと。最終的にはそう考えています。

今の9章についてですが、土地活用ゾーンの方で売却を希望していて、例えば、三者の契約方式により最終的に売却できないという可能性はあるのですか。

土地活用ゾーンの方で売りたいという人も、買い手がなくて、あるいは代替地として希望する人がいなくて、売れないという状況が生じるかという質問だと思いますが、それは可能性としては否定しきれないことだろうと思います。けれども私どもとしては、先ほど別の委員の方にお答えをしましたように、できるだけ斡旋をしてうまく合えばと思っております。もし、そういうことが生じるということが確定した場合にですね、そのことに対してどう対応していくかというのをやはり考えないといけないとは思っています。現時点で、全部売りたいという人があれば、全部買いますよということは、私どもとしては、今の段階で言える話でないと思っています。

そのような場合に、例えば、代替地の利用に県が買い上げるということは全く考えられないことですか。この利用者ゾーンを県が買って、その土地を斡旋するということは。

三者契約という手法で。処理場ゾーンの中において土地活用ゾーンに移って、土地の利活用をしたいという人にあてることを最大限追求していきたいと、そういうことで申し上げているわけですが。この辺が少しわかりづらい話なのですが。原則的には、売りたい人と買いたい人とで面積的な帳尻が合うことが必要になってくるのですが。土地の価格がまたそこにかかってきますので、それでどうなるかという要素もありますし、いろいろな不確定要素もありますから、それは実際にそういうことを募って見ないと 現段階では非常につかみづらいということ

があります。ですから実際にそういうことをやった場合に、果たして完全にうまくいくかという点での不安は当然あります。だからもし、そういうことが生じるようになったときには、そういう地権者の個々のご要望に対して、どう対応していくかという問題を私どもとしては解決していかなければいけないと思っております。

12mの拡幅道路、これを住居側につくりますね。そのときに、現在、土地の高さには落差がありますが、その12mの拡幅された道路のわきに、何か水の処理を考えていますかということをお先に1つだけ聞きたいと思っております。土地のほうから流れてきて、今現在も高さが相当ありますから。また、どのくらいの高さの設定でこの第一終末処理場、あるいはコミュニティゾーン等は、できるのか。それらと水と緑の関係、それと現在の住居地域との高さの問題で、拡幅の12mにした場合に、その高さから出た水をどのように処理するのかということをお、これは地域として特に考えてほしいものなので。

結論的には市道として拡幅する以上は、きちんとそれらの排水関係も整備しなくてはならないと思っております。また、処理場との高さの関係はまだ決定していませんが、万一、処理場のほうが高くなったとしても、道路排水はきちんととれるような形をとらないといけないと思っております。せっかく造るので、水が溜まることのないように整備は当然したいと思っております。

先ほど土地買収の手法について、まだ決定していない中で難しいところがあると思うのですが、ゾーニングをした後の、ようすに売却希望と土地利用希望の調整をどのようにするかという部分が、まさにいろんなネックになってくるのではないかと思います。処理場用地が32haで大体足りますよという話が、今回まとまってきたことと思うのですが。地権者土地活用ゾーンが両方にあり、まあこの方法が一番現状をあまりいじらなくていいように私も思うのですが、ただその中に売却希望者がいる、あるいは下水道用地の中に活用希望者がいる。それを解決する手法として、三者交換という方法が1つはあると思うのですが、そういう方法

だけではやっぱり解決できないのではないかと。せっかくこういう形で、有効活用できる土地が11とか12ha残ってきたわけですから、せめて希望があったら買い上げる、それで均した上で交換するというような形にしていかないと、あんまりにもゾーニングで制約が多い土地を何とかしようと思えば思うほど、これからやりづらくなってしまわないかという気がします。もう一度、全体の土地を、できれば県なり市なりで買えるものなら全部買った上で、希望者に戻すという方法も案としてですね、とれないのかなと。可能性としてどうなのかということをお聞きしたいのですが、いかがでしょう。

非常に厳しいご質問ですが、今の段階で、基本的に申し上げられる話としましては、先ほど来、申し上げていることの域を出ないということではご理解をいただきたいと思うのですが、ただ、これから時間の限られた中で、土地活用ゾーンでの土地の利用のあり方、それから整備のあり方をどうやっていくかというようなことを地権者の皆さんを中心にして研究をしていきたいと。そういう中ですね、やっぱりいろんなご意見も出てくるでしょうし。その望ましい土地利用がこんな方法でいくべきではないかというようなことも、仮に明らかになっていけばですね。どの程度のひとがその土地に惹かれて、集まってくるかというようなことも。またある意味では、改めて、利用を募るというようなことも、必要になってくるかもしれないのではないかと考えております。確かに言われたように不確定要素が沢山あり、なかなか問題はそんなにすんなりいかないということは重々承知しているのですが。そういうときにどういった具体的な対応がとれるのかということについてはですね、現時点で具体策を申し上げられないということでご理解いただければと思います。

今現在決まっていないことをいろいろ質問するのは、非常に心苦しいのはわかっているのですが。結局、土地活用ゾーンの中の、先ほど近隣住民の皆さんもご心配の部分として、そういうことがもし、売るに売れないという場合に、じゃあ今のままではしょうがないかという話になったときに、どうするんだと、

このご心配も当然出てくると思います。そういうことも含めて、どうやら面積的には区画整理という手法は非常に無理だということもわかります。では、開発行為でという話になってくると、用途も方法も限られてしまうようになってくると。せっかくこう気運が盛り上がって全体利用が進んできた中で、そういう再度全員合意でどうしましょう、こうしましょうというのは、非常に時間もかかることにもなってしまわないかなと。それでは周辺の住民の皆さんにも長い間迷惑をかけるということになると思うので。まだまだ、これから煮詰まっていく中での話になると思いますが、せっかくこう進んできたので、できれば賛同者を得て、一気に進んでいくという方法をとってもらえればありがたいなと思います。

これから、私どもの対応の仕方はどういうものがあり得るのかですね。また、先ほど申し上げましたように、この検討会でのご意見ばかりではなく、全体説明会を通じて、もっと幅広く意見を聞いていきたいと思っております。そういう中でそういう流れが仮に大勢になるならばですね、私どもとしても対応の仕方を深刻に受け止めて検討していかなければいけないとは考えております。

行徳の工場は大体煙突のない工場が多いのですが。この処理場は煙突を造るのですか。

まだ設計ができておりませんので、煙突の高さ等不明ですが、焼却炉を設置する予定ですので、そちらには煙突を設置することになってまいります。

どこに造るのですか。

6ページの絵を見ていただきたいのですが。処理場の敷地の中には、このような配置になるでしょうという現在の段階での配置図でございます。その精度については。まだまだ低いとお考えいただきたいと思いますが。今、言われました焼却炉は全部、一番海側といいますか、道路側に配置をしようと考えています。焼却のユニットとしては、一応、現段階では6ユニットぐらいを造ろうということで考えていますが、例えば処理場の煙突を何本にするのかとか、集合的にどのぐらいにするのか

とか、高さとしてどのくらい必要なのかということについては、先ほどの環境影響調査等でですね、周辺に影響を与えないのはこんな高さだとか、こんな施設だというのを検討しますので、そういう中で決まっていくということになりますので。もう少し最後の実施設計の段階にならないと、具体的にちょっと申し上げづらいというところがありますが、いずれにしましても周辺に迷惑を与えないような施設内容としたいと考えております。

土地活用ゾーンの周辺に道路をつくるのは、決定しているのですか。

終末処理場の外周用の管理用道路ということで造っていきこうと、一応現段階は、そういう案になっております。最終的には、ここの処理場にもありますが、処理場の中の赤道、青道との付け替えで生み出します。将来的には市の道路として認定していただくということを考えております。

現状でこれを利用する場合もあるということですか、土地活用ゾーンの人。外周道路だけつくって、周りは触らずに引き上げて、現状で使うこともありますよということですか。現状で使われた場合、やっぱり小学校、中学校ができれば必ずPTAが騒いで、市川市だって答弁困ると思います。やっぱりきちんとやらないと、何十年たったって本当に答弁のしょうがなくなるから、周辺の道路だけじゃなくて、中もやっぱり整然とするようにやってもらいたい。

土地利用をそういうことでやるとなればですね、そういうことを真剣に考えていくことをやらなければいけないと思います。土地活用ゾーンのことですが。結局、「私は売りませんよ。土地活用のほうに希望します。」という人が出てくると思うのですが、問題は、この利用方法について、いわゆる制限があるわけですね。そういうことも含めて、地権者の説明のときにはしてもらわないと、ただ漠然と「オレはこっち行っちゃえばいいや。」というようなことで考えられるとですね、後で文句が出ますから。ようするに、こういう方法でいくのだから、これ以外には利用できませんよ、いわゆる居住地はだめですよ、ということですよ。

よね。そういうことも含めて説明してくれないと。そうするとね、あまり希望者はいないと思いますよ。土地活用ゾーンに対する希望者が。制限され、しかも自分の意見だけでできないということになりますよね。ようするに一体的活用になるわけですよ。土地活用ゾーンも、1人だけでは考えられないわけですよ。全体の中でこういきましょうと考えるわけですよ。まとめませんよ、本当の話。そういうことも含めてですね、地権者に対しては、例えばこれを希望する場合にはこういう制限があって、こういうふうにしなければこれを活用できませんよということを説明して下さい。お願いします。それからもう1つ。これは決まってしまったからしょうがないのですが、市川市で地域コミュニティゾーン、3.3haとありますが、何を想定しているのですか、この地域の中で。なにか少ないような気がするのですが。

この地区では、小学校・中学校用地が、今一番不足しておりますので。ここでは小学校、中学校用地でこのぐらいの面積は最低要ると考えて、これをお願いしています。それ以外には、ご存じだと思いますが、学校と併設したようなデイケアセンターだとか、そういったものも複合施設として考えたいと思っております。今のところ面積がこのぐらいということですが、そういった複合施設、学校施設の面積からいくと、最低これだけは確保しないとできないと思っております。

私としては、考え方はこうだと思っております。48haのうち、いわゆる処理場面積としてはこのぐらい必要だと、それから地域コミュニティのゾーンとしては、このぐらい市としては必要だと、そういうことから土地活用ゾーンという面積が最終的に出てくるのではないですか。ようするに土地活用ゾーンというものが決まってしまうと、それから処理場の面積が決まり、残った面積が3.3だと。こういう考え方でいくのはおかしいですよ。しかも、もう行徳には土地はないですよ。

今回ですね、地権者の意向をまず優先させていただいたということもありまして、10ha程度の方が使いたい、公共用地に売らないで自分で使いたい、というような意向がありました

ので、それを最優先に押さえました。市としても、本当はまだ欲しい面があります。しかしそういう経過の中で、最低でもこのぐらいは確保しないとイケないということですので、そういういきさつの中での、今の案というようにご理解いただければと思います。

問題はですね、土地活用ゾーンの面積のことなのですが、これはこういう制約がありますよという説明をして、どうですかといったときには、果たしてこれだけの面積の希望者があるかどうかということです。出てこないと思います。今のこの土地活用のブロックの中だって、私のところを買ってくれという人のほうが多くなるのではないかと思います。制約を受けて、どのくらいそこから利益が出るのかわからない。しかも、1人ではできないと。しかも、全員が合意できるなんていうのは相当な年数がかかりますよ。それは市なり県がですね、主導的にやってくれるならいいですが。例えば区画整理あるいは開発行為をやる場合に、県なり市が直轄方式で責任を持ちますよというなら、話は別ですが、組合施行でなんていったってできませんよ。例えば区画整理をやるのだったら、これは直轄ですよ、県なり市が。県ができれば、市ですよ。そういうことを考えてもらわないと説明できませんよ。

私どもも土地活用をしたい方々と再度ですね、今、言われたような条件とか制限とかそういったものも説明させていただいて、それで本当にどうされますかというのは、やはり、今、私自身も本当に気になっています。それによっては全体的なゾーニングがどうなるのかとか、あるいは場合によっては土地活用ゾーンが本当に少なくなった場合に、本当に売りたい人がいて、もう処理場はこれ以上要らないよとなったときに、どのような形でそれを生かしたらいいのかとかいうことは今後の大きな課題だと思っています。ですから、そういう面で土地活用を希望する方々と研究会とか、また何か別途な形で再度確認をさせていただきたいと思っております。

先ほどから土地活用ゾーンのことでも話をしておりますが、これはもう市街化で、自分の家が建てられるとか、そういうふうにご利用

できると思って残った人がいると思います。しかし、個人で利用できないということでは、このゾーンはまたこれ減ってくるのではないですかね。地権者の方で、「家を建てられないのなら、私はいないよ。」という人が、私は半分ぐらいいると思います。土地活用ゾーン、5.7と5.9 haですか、これはもっと少なくなると思います。これからこれは研究会をつくって決めると思いますが、最初に土地活用ゾーンに入っても建物は建てられませんよ、住宅は建てられませんよ、という説明があれば、この辺の数字、これがもっと少なくなったと思います。その点を説明していただきたいと思います。

土地活用ゾーンの規模および配置につきましては、先ほどから出ておりますように意向調査の結果を重視しまして、このような場所と面積にしてきたわけですが、その意向の内容についてですが、この場所に決まったのは、現在の土地利用の継続というような回答をされた方が圧倒的に多かったということで、この場所に決めさせていただいたという経過があります。

21 それでは、住宅の希望の人はいなかったということですか。

住宅希望の方は6名で6,000㎡程度いらっしゃいました。ということで数字的には非常に少なかったということで、この方々につきましては、別の住宅地を斡旋させていただきたいと考えています。

22 それは、代替地ということですね。

はい。そういうことです。

23 今、この地権者の土地活用ゾーン、この問題で、今の現状のままの活用をしたいという意向の人がここにいたから、こういうふうな土地のゾーンが設定されましたというお話ですよ。ところが、そういうふうな設定されました。しかし、現在の状況ではいけませんよということが後から出てくると、「まるっきり話が違うんじゃないか。」「こういうものしかつくれないんだったら、オレはいらないよ。」と、そういうふうな問題が出てきて。ここにいる地権者の皆様方は理解がいい人ばかりだから、いろいろ説明をされれば納得するけど。そのほかの人で、「じゃあもう

それ要らないよ。土地売るよ。」ということで、ほかの地権者というか、その土地を買った人がまた元の木阿弥みたく、あそこにまた残土を持ってこられては困ってしまうんですね。ここにいる人たちは、工業系とか、住居はできないとか、事務系とか、そういう業務系とか、そういうことはわかっているけど、売って新しくなった人が、「いや、あれだけの広さがあるんだったらいっぱい買って、また。」というようなことになっては困りますから、その辺をどう考えるのか。県のほうは、あるいは市のほうは、例えば先ほどの委員の方が言ったようにもっとゾーンが狭くなる可能性があるということですから。自分たちの思うようにいなくなっただけの場合のことを考えたときに、県も市もその土地を取得しない意向だとすれば、たぶんほかに売る可能性も出てきますから、そのときの処置的なことをどういうふうに考えていますか。

先ほどいろいろ言われた話と、共通するご意見だろうと思いますが。まず、私どもとしては今回こういう原案に至ったということは、36名の土地利用を継続したいという方がアンケート上いらっちゃって、その面積を合計すると約10haになったと。それもその地点、場所がアブロック、イブロックのほうに集中しておられたということと。それぞれにお聞きしたときの土地利用の状態としては、住宅系が少なかったということがありまして、こういう案を提案させていただいているわけですが。やはりこれは、現実的に、この土地利用をどうするかということを実体的に議論するためには、そういうことをアンケート上答えてくれた人たちにお集まりをいただいて、いろいろ私どもの、こうしたい、ああしたい、とか、周辺の住民の方からはこういう意見があるのだから、こういうことを目指してやったらどうですかというようなことを、皆さんと研究をして、それでどういう意見がはね返ってきて、どういう最終的なですね、地権者個々の最終判断に至っていくのかということ、やはり見極めないといけないとは思っています。ですから、その見極めた上で、今まで私どもが提案した内容が大幅に目算が狂っていると、これではなかなか地権者個々の

要望に応えられないし、いろいろ言われている公平にやって欲しいとかということにも応えられない、ということが、現実の姿だということになれば、それはやはり私どもとしては、ある種の方針転換をせざるを得ないときもあるだろうとは思いますが。それを現在の時点の、この不確定要素の中で、それは結果的にはダメなんだと断定的に言われる方もいらっしゃると思いますが、まずそれをやってみたいと、声を受け止めてみたいということが、私ども今の偽らざる本音だということに理解をしていただければと思います。

先ほどこのペーパー上で、私どもが最後のまとめ、12ページの12章「まとめと今後の進め方」に書いてありますが、今後速やかに、一応D案を基本として、別添図、一番最後に付いておりますが、これを土地利用計画（案）として全体説明会を開催し、より一層幅広い意見を聞いてみたいということにさせていただきたいと思っております。それからこの会でございますが、当初5回までというようなことがありましたが、第6回まで開催させていただきたい。いろいろなその結果報告などを含めて、全体説明会後に、第6回を開きたいと。そのときに併せて、先ほど来、いろいろ議論が出ております、関係者による新たな研究会をこうつくりたいというような案を、一応、ご提案をさせていただきたいと、このように申し上げてまとめとさせていただきたいと思っております。そこで、この検討会ですけれども、一応、土地利用計画案を検討するというを目的として設立をされておりますので、一応、全体説明会の結果、やはりこの土地利用計画（案）D案でいって、私ども行政としてですね、やむを得ないのではないかという判断がなされれば、一応この検討の会についての役割は終わったということになりますので。また6回目で議論をさせていただきたいと思っておりますけれども、場合によっては第6回目ですね、この会は事実上、終わりとさせていただくというようなことも視野に入れさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

## ・議題 「その他」について

事務局より以下の3点について報告。

- ・ 全体説明会を早ければ今月末頃に開催したい。確定次第、文書でお知らせします。
- ・ 環境影響調査を実施します。本調査は、平成15年度、平成16年度の2カ年で現地調査等を実施し、江戸川第一終末処理場の事業実施による環境への影響について予測評価し、環境への影響の回避または低減に資することを目的として実施するものです。今年度の調査については、この11月から来年3月にかけて行います。つきましては、この現地調査のため県職員及び調査員[株長大]が皆様方の土地に立ち入る場合がありますので、ご理解ご協力の程よろしく申し上げます。このことのお知らせについては今週中に文書を発送します。
- ・ 次回、第6回の検討会ですが、全体説明会の開催時期にもよりますが、12月中頃を予定しています。時間につきましては昼の開催となります。会場は本日同様、この会議室で開催を予定しています。

## -2. 「その他」に関する主な質疑及び意見

終末処理場の環境影響調査をやるにあたっては、どのようにやるのかという説明を地元地域にも図ってもらいたい。県や市で決めた場所だけ環境的な調査をしても、ちょっとまずいと思います。やるとすれば、やはり地元でどういうところもやって欲しいという意見があると思いますので、よろしく申し上げます。今の説明ではないのですが、先ほど焼却炉の話が出ましたが、第一終末処理場が早急に1年か2年でできる問題ではないと思います。少なくとも10年以上掛かって初めて出来上がっていくと思います。その時に、今の段階では焼却炉を考えておられると思いますが、将来でき上がった時点でもっと技術が進んで、汚泥等の焼却を行わなくてもきちんと処理できるような、そういう時になったときでも、焼却炉は造るんですか。

非常にお答えしにくいご質問ですが、今の技術からしますと、下水道の処理の技術も今言われたとおり、年々進歩してきたと

理解しております。私も過去、下水道に長年従事した経験があります。その頃から比べるともう長足の進歩をしたと、私、下水道にタッチしてみても改めて感じております。ただ、現在の技術では、やはり脱水ケーキ（脱水汚泥）をゼロにするということにはできないということがありまして、出た汚泥は処分しなければいけないので、今いろいろやりくりしてやっています。そういうやりくりをするためには当然場所が必要になってきます。場所が限られてくると、やはり将来は焼却ということに頼らざるを得ないだろうということで、この計画には焼却場を設置するエリアを設けさせていただきたいというのが今回の案です。ただ、これから時間がたつに従い、いろいろな技術が今、新しく芽生えつつあり、焼却ではなく熔融だとかいろいろな技術があると聞いております。そのような技術が確実にできて、しかも焼却というように周辺にあまり迷惑を与えないような技術であるとするならば、そういう技術を積極的に採用していくことになると思います。

関連で。その処理するものが、ほかの処理場から持ってくるようなことはないですか。こちらで発生したものの限定ですか。煙突のない処理場から運搬してきて焼却するようなことはないですか。

そういうことは全くありません。今回は、第二の処理場の汚泥も含めて、こちらでやらせていただきたいということをお願いしております。

じゃあ、両方ということですね。

はい。ただし、ほかのところで処理しにくいものをですね、例えば本当に他の場所の、他の処理場から持ってきて、ここで処理するということはありません。

県としては大体いつごろに着工したいという、そういう考えは、今、あるのですか。

前回のとき、たしか鑑定はいつやるのかというお話があり、それは早ければ17年ぐらいにやらせていただきますということとか、現在、第二終末処理場の能力が一杯になった時が、この第一の一部の施設を造り上げる時期ですと。全体ではなくですね。その時期の目安としては、今まで皆様方には

早くて平成20年ごろでしょうと説明してきました。これは場合によっては、市町村からの汚水の伸びが最近減る傾向にありますので、そういうことからするともう少し先になるかもしれないということを申し上げてきました。それと同じようなことで申し上げますと、一応、一部完成をするのが早くて21年頃と。全体の完成ということだと、先ほど10年ぐらいとおっしゃられましたが、全体的には、もっと時間がかかると思います。これだけの処理場になりますので。環境問題について、いろいろと我々の意見が入れてもらえるならと思ってずっと参加していたわけですが。30年にわたって、現在の地権者が、自分たちの希望した土地利用ができなかったわけですね。それで、今日ああいう荒れた石垣場が発生してしまった。ということは、周辺住民は20年以上にわたってこの問題が環境問題に影響して、今日まできているわけです。希望は、早く、この今回の案をまとめてほしいということです。これもはっきり言いますと、30年あのままに放っておいた県にも責任が重大であると思います。ですから、私は今回この5回目のまとめとして、この案で、これをスタートとして、早くまとめていただきたい。それから、大変無理なことがいろいろあるとは思いますが、やはり実現に向かってですね県と市はやはり最大の努力をしていただきたい。早く今の環境をいいものにしていただきたい。そういうふうに思います。できるだけ早くお願いいたします。

早くということですが、それはもう重々、私どももいつも言われていることとして、今回の話の一番の重大な点は、やはり早く決めて、早く着手することかなと私どもも理解をしております。そういう意味で、かなりのスピードです、10月という時期を限って、5回までで一応検討を終えたいということを、当初説明しました。地権者の皆さん方、あるいは自治会の方々も大変お忙しい中、私どもも非常に無理なスケジュールだと思ってはいたのですが、こういうことでやらせていただいて、ここまで来ましたので。これ以降、またいろいろ地権者の方々、あるいは市民の声、あるいは県民の声を

ですね、もっと聞かなければいけないというステップがありますから、それがどのくらいかかるのかということについては、非常に不確定要素がありますが、常にスピードということを念頭に置いてですね、やっていかなければいけないのが、今回の我々の仕事だと認識しておりますので。是非、今後とも、いろいろとご支援、あるいはご協力を賜ればと思いますので、よろしく申し上げます。

ご意見、ご要望、ご不明な点などありましたら、下記までお問い合わせ下さいますようお願いいたします。

千葉県都市部下水道計画課計画指導室（担当：下平、松重、林、田中）

電話番号：043-223-3350 F A X：043-224-5655

[Eメール：ge-1matu@mz.pref.chiba.jp](mailto:ge-1matu@mz.pref.chiba.jp)

市川市建設局都市政策室（担当：近藤、栗林）

電話番号：047-334-1111(内線 5021・5013) F A X：047-336-8024

Eメール：[toshiseisaku@city.ichikawa.chiba.jp](mailto:toshiseisaku@city.ichikawa.chiba.jp)